

新聞コラム紹介

<ウェブ>

エネルギー政策の全体最適を*

研究顧問 十市 勉

東日本大震災から 5 年、この間に政府は再生エネ買取制度の導入、電力システム改革、新規制基準に基づく原発の再稼働、新しいエネルギー基本計画の策定と「長期需給見通し」を決めた。福島事故後の特異な社会状況の下で進められてきたこれらの諸政策が、相互に整合性を持ち、長期的な国家エネルギー戦略として全体最適が図られているのか、冷静かつ客観的に検証すべき時期にきている。

まず、長期需給見通しの原子力比率 20～22%の達成には 30 数基の稼働が必要で、それには 40 年を迎える高経年炉の運転期間の延長やリプレースも一部で必要となるが、先行きは不透明である。核燃料サイクル政策でも、六ヶ所再処理施設の稼働時期の大幅な遅れや原子力規制委員会が「もんじゅ」の運営主体の変更を勧告するなど、重大な問題が表面化している。

このような現状を考えると、政府は以下の課題に全力を挙げるべきだ。第 1 に、原子力規制委員会の審査体制の強化と事務処理の効率化を図り、審査の大幅な遅れをなくすこと。また、運転期間の 40 年ルールは、科学的・技術的検討よりも政治的判断で決められた面が強く再検討すべきである。第 2 に、電力システム改革が進む中、原子力事業における国と民間事業者の責任と役割分担を抜本的に見直すこと。とくに、バックエンド事業は、自由化政策と矛盾しないように環境整備を早急に進め、原子力損害賠償制度も再検証すべきだ。第 3 に、2018 年の日米原子力協定の改定時期が迫る中、「もんじゅ」の存続に向けて、政府一体で国民の理解が得られる対策を打ち出す必要がある。

一方、電力自由化を控え、石炭火力の新設計画が相次いでいる。地球温暖化対策の面からこれに待ったをかけていた環境省は、ここにきて条件付き容認に軌道修正した。経産省が、エネ供給構造高度化法と省エネ法を根拠に、2030 年で小売電気事業者に非化石電源比率を 44%以上、発電事業者には火力全体で 44.3%以上の発電効率を求め、他方で新電力を含む事業者側が新組織を設立して、CO2 排出削減の自主規制体制を整えたからである。

自由化された電力市場で CO2 削減目標を達成するには、非効率な火力の高効率火力への建替えを促すべきだ。目標達成のため電源構成や発電効率のベンチマーク指標を個別企業に直接課すことは、企業経営の自由度を大きく削ぐため、排出量取引など市場機能の活

* 本文は電気新聞に 2016 年 3 月 1 日に掲載されたものを転載許可を得て掲載いたしました。

用を検討すべきだろう。

さらに電力システム改革では、短期的な市場の効率性と長期的な供給力の確保が両立しうる制度設計が不可欠だ。自由化が先行した欧米では、各国で事情は異なるが、さまざまな課題に直面している。例えば、再生エネが急増したドイツでは、卸電力価格の低迷によって、採算割れの火力発電が休廃止に追い込まれ、また新たな電源投資も不足し、供給力の確保が大きな問題となっている。

日本でも、再生エネの買取先を送配電事業者に変更し、卸電力市場への売却が検討されている。不安定な大量の再生エネをネットワークに組み込むには、大手電力のバックアップ機能が不可欠だ。電気事業が設備産業であることを考えると、需給調整の主力である火力発電の固定費が、市場取引を通じて回収できるように制度設計すべきである。

卸電力市場は、変動費ベースの 1 日前取引が大半で、固定費を含めた取引は殆どない。大手電力は、供給余力の全量を、固定費を含まない限界費用で卸電力市場に抛出することを、自主的とはいえ事実上は義務化されている。新電力は、卸電力市場から固定費の負担なしで不足する電力を調達することができる。これでは公平な競争環境とはいえない。行き過ぎた非対称規制の見直しが必要だ。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp